

和泉市社会福祉協議会おせち料理配食サービス業務申し込みにあたっての留意事項

1. おせち料理配食サービス事業者選定基準について

(1) 提供可能数について

本サービスの一人用おせち料理（未開封であれば1ヶ月程度常温で保存が可能な食品の詰め合わせ）として、300食程度提供可能であること。

(2) 納入形態について

おせち料理配食サービス事業者は、本協議会が指定する日時である令和2年12月28日(月)午後1時から午後4時までの間に、指定する場所（和泉市内のキーステーション約40か所）におせち料理を配達すること。また、配食当日には記録用の写真を1枚届けること。

(3) 申し込みについて

上記(1)及び(2)の基準を満たし、かつ、本留意事項に記載する内容を遵守できる事業者は、令和2年8月17日(月)～令和2年8月26日(水)午後5時まで（ただし土・日・祝を除く）に、おせち料理配食サービス業務申込書（別紙1）を本協議会に提出し、申し込みを行うこと。

また、令和2年8月28日(金)午前10時から和泉市立総合福祉会館にて実施する説明会に参加すること。

(4) 選定の方法について

- ①単価4,000円以下（税込）の見本おせち料理1食と献立仕様書（別紙2）を、令和2年9月4日(金)午後5時までに本協議会に提出すること。（見本の現物提出が不可能な場合は、内容のわかる写真等でも可）
- ②見本おせち料理を現物で提出する場合には、見本おせち料理代金の請求書を1部添えること。
- ③見本おせち料理をもとに、安全性・見た目・ボリューム・価格に見合っているかについては選定会において判断する。
- ④結果については、可否に関わらず郵送にて通知する。

2. 事業の目的について

本サービスは、校区社協ボランティアの協力のもと、80歳以上の高齢者および障がい者へおせち料理の配食を行うことにより、年末の安否確認を行い、地域社会での交流と社会的孤独感の解消を図ることを目的とする。

以上の趣旨を十分理解し、安全におせち料理を提供していただきたい。

なお、契約期間中であっても、目的を遂行する手段については、双方で協議の上、実施形態を変更することもある。

3. おせち料理の内容について

- (1) おせち料理（未開封であれば1ヶ月程度常温で保存が可能な食品の詰め合わせ）の価格について単価は消費税込みの4,000円以下とする。

(2) おせち料理の外装仕様について

- ①おせち料理にふさわしい外装であり、料理が分散しないように一人前分を詰め合わせた形状であること。
- ②外装には、賞味期限を呼びかける文言・業者名・電話番号を明記したシール等を添付すること。
- ③おせち料理は、一人前ずつ風呂敷状のシートに包むこと。
- ④祝箸をつけること。
- ⑤献立表をつけること。

(3) おせち料理の中身について

- ①高齢者・障がい者向けであることをふまえ、味・見た目・具材の硬さ等に気を配り、量より質のよいもので、未開封であれば長期常温保存可能なものであること。
- ②使用する食材や取扱いは、食品衛生法・食品安全基本法に基づき、安全・安心なものを提供すること。
- ③傷みやすい生の料理は使用しない。その他、食中毒防止等に必要な事項は「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠すること。

(4) おせち料理配食サービス事業者の指定を受けた場合について

配達日当日と同じ状態に整えた見本おせち料理 1 食分を、令和 2 年 12 月 3 日（木）午前 10 時までに、おせち料理見本代金の請求書と献立表を添えて、本協議会に提出すること。